平成２９年（フ）第８７号
神奈川県藤沢市亀井野２丁目18番地の11　グランドール湘南Ａ101
債務者　藤田　潤一
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５３号
横浜市鶴見区矢向４丁目28番14―105号
債務者　酒井　愛斗（旧名賢一）
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４９号
神奈川県大和市南林間２丁目４番７号　エステート南林間201
債務者　カスタニエダ　レイモンド　マイケル　ヘルナエス
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９８号
横浜市鶴見区馬場１丁目22番10号　グランドハイム201号
債務者　力安　鶴見
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木1595番地５
債務者　渡邉　信代
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第１３３号
横浜市鶴見区馬場４丁目31番９号
債務者　石川　英一
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１７号
神奈川県藤沢市大庭5043番地の３　藤沢大庭アパート２―203
債務者　下窪アツ子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３５号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目９番17号　第２清光荘202号
債務者　若松　春吉
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７１号
横浜市磯子区久木町６番32号　メゾンオヤケ201号
債務者　永久保洋子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８８号
横浜市港南区上永谷４丁目３番28号　第一正美荘101号
債務者　小吹　和子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０９号
神奈川県大和市上和田2514番地１　遠藤邸Ｄ号
債務者　小栗　寛代
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１２号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地３街区１号棟501号室
債務者　小林　淳子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２１号
横浜市鶴見区東寺尾２丁目９番19号　イイバハイツ寺尾101号室
債務者　小出　数幸
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０１号
神奈川県茅ヶ崎市みずき３丁目15番５号　アムールバービー湘南301
債務者　江原　良治
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３７号
神奈川県茅ヶ崎市松が丘２丁目13番22号　ソレアードＡⅡ103
債務者　安田　　亮
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部